

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

川西町教育委員会

1 就学援助制度とは

経済的な理由により、小学校・中学校に通うお子さんの就学にお困りで援助を希望する保護者の方に対し、学用品費、学校給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

2 援助の対象となる方

該当理由	
(1)	生活保護を受けている世帯
(2)	生活保護が停止または廃止になった世帯
(3)	町民税が非課税または減免されている世帯
(4)	個人事業税または固定資産税が減免されている世帯
(5)	国民年金の掛け金が免除されている世帯
(6)	国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている世帯
(7)	児童扶養手当を受けている世帯 ※児童扶養手当はひとり親家庭等に支払われる手当です。(所得制限があるので全世帯対象ではありません)
(8)	生活福祉資金貸付金の貸付を受けている世帯 (社会福祉協議会で行っている制度)
(9)	その他生活状態が不安定で、経済的に就学が困難と認められる世帯 (世帯員全員の合計した前年の収入額から、社会保険料控除額と所得税額を控除した額が、町の定める認定基準額 (※1) 以下の世帯) ・申請に必要と思われる書類を提出していただきます。 ・借金や住宅ローン等の債務の返済については、考慮できません。 ・株・資産の譲渡の損失計上は、考慮できません。 ・世帯員全員の収入を確認させていただきます。未申告者がいる場合、判断ができなくなります。認定確認のため確定申告又は住民税申告をお願いいたします。 ※1 認定基準額…令和元年10月1日現在の生活保護基準に準拠し、次の算式により算定した額。 $\{ \text{生活扶助 (第1類、第2類)} + \text{期末一時扶助} + \text{教育扶助} \} \times 1.3 + \text{住宅扶助}$

3 援助の種類

援助額は毎年予算内で行えるよう、決定しています。

種 類	
① 学用品費等	1年に2回
② 学校給食費	学校で定められた額の8割
③ 新入学学用品費等	4月に認定されている方対象
④ 修学旅行費	
⑤ 野外活動費（宿泊を伴うもの）	
⑥ 体育実技用品費（スキー用品）	小学生のみ 3年に1回助成 (スキー道具4点購入、セット購入の場合のみ補助対象。)
⑦ クラブ活動費	中学生のみ 1回のみ
⑧ PTA会費	1年に2回
⑨ 生徒会費	中学生のみ
⑩ 医療費	要保護者のみ
⑪ 眼鏡費	1年に1回
⑫ オンライン学習通信費	1世帯当たり

※①、②、⑧、⑨、⑫は年度途中から認定の場合、月割りとなります。

※要保護該当者は④、⑩、⑪のみ援助となります。

4 申請方法

援助を希望される場合は、就学する学校で就学援助費給付申請書等に必要事項を記入、押印し、必要書類を添付して（該当する者のみ）、学校へ申請ください。

！！ 申請内容に虚偽があった場合、援助費を返還していただく場合があります ！！